

DV被害者が利用できる経済的支援 施策一覧（R4補正予算関係）

	担当省庁	対象施策	予算事業名	新規 継続	令和4年度補正予算額 (単位：千円)	対象者	要件	支援の具体的内容
1	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	犯罪被害者等給付金	新規	361,575	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族 ○重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者 ○障害給付金 犯罪行為により障害が残った者 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族である者 ○重傷病給付金 犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度のもの）を負った者 ○障害給付金 犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った者 <p>※犯罪が親族間で行われた場合（親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く）や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがある。また、労働者災害補償保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されることとなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族給付金 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額を支給 ○重傷病給付金 負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額を支給 ○障害給付金 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額を支給